

# はじめての「自治研」

憲法を仕事にいかし、  
働きがいのある職場をつくるために

地方自治研究活動


## はじめに — ある日、ある職場の風景、から …………… 2

1 自治体は何をすることで、職員は何をする人、みんなで考えよう … 4

2 「住民のためにいい仕事をする」、～ それを実現するために、  
自治体労働組合の役割発揮を …………… 8

3 「自治研活動」 — ここからはじめよう …………… 12

 1 最初は仕事の「不満」「悩み」を語り合うことから …………… 12

 2 職場と組合執行部に担当者をつくろう …………… 12


 3 「職場自治研」をはじめよう …………… 13

 4 「地域自治研」をはじめよう …………… 16

 5 資料を集め、整理し、情報公開・情報発信を …………… 17

 6 「財政分析活動」にチャレンジしよう …………… 19

 7 「政策提言」にチャレンジしよう …………… 19

 8 住民本位の自治体づくりに発展させよう …………… 22

## おわりに — 誰もが参加できる「自治研活動」 …………… 23

## 🍃 はじめに ― ある日、ある職場の`風景、から

● Aさんは、出勤簿に判を押すと、自分の席に着きました。ここは、B市役所1階にある国民健康保険課です。

席に着くなり電話の音が鳴りました。「ハイ国民健康保険課、Aです」と応えると、いきなり「俺を殺す気か!」と大声で怒鳴られました。国保の「資格証明書」が届いたというのです。電話をかけてきた方は、自分がリストラで首を切られたこと、家族を抱え病気がちなことを、ときどき大声になって話し、電話は延々と続きます。

Aさんは、高ぶる感情を押さえながら、「保険料を払ってほしい」ことを懸命に訴えるのですが、そのたびに電話の主は激昂し、最後は「役所は人が多すぎる!半分でいい!」と言ってガチャンと電話を切りました。

Aさんは「保険料を払わないのが悪いんじゃないか」と舌打ちしながら思ったものの、何かやりきれない気持ちがこみ上げてきます。

● C市役所の生活保護の窓口でケースワーカーの仕事をしているDさんの職場に、市民から電話がかかってきました。「うちの近くで生活保護をもらっている人がいるが、生活態度が悪い」というクレームです。「パチンコ屋の前を通ったら、あいつがパチンコをやっている。市民の税金で食べさせてもらいながら、仕事もせずにぶらぶらしている。役所はちゃんと指導しているのか!」と言われました。対応したDさんは「生活保護制度にもとづいて適切に指導しています」と説明するのですが、相手は納得してくれません。「サボらずにちゃんと指導しろ!生活保護をもらっている人はパチンコを禁止したらいいんだ!」と言われて電話を切られたDさん。「生活保護費を受給しているその人は、どんな生活をしているのだろうか…」と思うようになりました。



こんな光景は、AさんやDさんの職場に限らず、地方自治体のいろんな職場で多かれ少なかれ見られるのではないのでしょうか。

Aさんはこの後、どうするのでしょうか。電話をかけてきた人の生活を思いやり、減免制度や生活保護制度などを調べて相談に応じるのでしょうか。Dさんは、電話で指摘のあった生活保護受給者について、「仕事にもつげず、やり場がなくパチンコで憂さ晴らしをしているかもしれない」と事情を思いやり、担当職員と相談をして、前向きに生活を立て直せるように援助をすることができるのでしょうか。また職場では、Aさん、Dさんの思いや悩みに応えてくれる人がいるのでしょうか。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定め、99条で「公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」としています。憲法にもとづいて制定されている地方自治法には、地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図る」（第1条の2）ことと記しています。

その一方で国はいま、「構造改革」の名の下に、「福祉は国民の自己責任」という憲法にも反する考え方を打ち出して、国から地方自治体へ支出する財源を削ったり、福祉や医療などの公共サービスを切り捨てようとしています。いまの自治体職員は、憲法にもとづいて住民みんなの役に立つ仕事をしている面と、憲法に反する国の政治のもとで、住民に負担や犠牲をおしつける仕事を強いられている面と、両面を併せもっています。

「自治研（じちけん）活動」とは、地方自治研究活動の略称で、自治体職員が、仕事に憲法をいかすために、問題の原因や解決の方向を研究し、住民と一緒にあって自治体の職場と地域をよくしていく活動です。

初めて組合役員になった方々、青年部役員の方々の中には、「ジチケンってなに?」「聞き慣れない言葉」「はじめて聞いた」と感じている人が、少なからずいると思います。

この小冊子「はじめての自治研」はそうした方々に、少しでも「自治研活動」をつかんでもらおうと思い、発行しました。不十分な点はたくさんあるかもしれませんが、問題提起として受け止めていただき、答えや解決方法は、それぞれの職場、組合のみんなで考え、見つけていきましょう。

# 1 自治体は何をするところ、職員は何をする人、みんなで考えよう



## 地方自治体とは

私たちが働いている地方自治体とは、どんな役割・任務を持っているのか、考えてみましょう。

地方自治は、憲法でどうとらえられているのでしょうか。

憲法は第8章に地方自治を設け、第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」となっています。ここでいう「地方自治の本旨」とは、そもそも自治体のもっている役割、存在意義というべきものであり、「住民自治」と「団体自治」の2つの自治から成り立っているとされています。

「住民自治」とは、地域住民が福祉の増進のために自ら住む地域を治めていくことであり、「団体自治」とは国とは独立した地方自治体として住民の生活と利益をまもる行政を行うことです。この目的を達成するために「地方自治」があるのです。



## 自治体の仕事は何のためにあるのか？

人々の生活は、家族や個人の単位で営まれています。生活に必要なことでも、家族や個人の力ではどうも担いきれない仕事があります。毎日排出されるゴミの処理、上下水道や生活道路の整備、防災、公衆衛生、子どもの保育、家族の介護などは、住民の「自己責任」ではまかなうことができません。また、日本のような資本主義社会では、放っておけば「弱肉強食」で、貧富の格差がどんどん広がってしまいます。一部の者が富を独占する一方で、リストラや倒産などで生活できる収入が得られず、最悪の場合は、餓死、孤立死する人までうまれて



しまいます。

自治体の仕事は、地域で住民が生活を営むのに必要不可欠な業務を担うとともに、日々の公共サービスを通じて、すべての住民に、憲法にもとづく基本的人権を保障することにあります。自治体に働く職員は、住民に奉仕する業務を専門の仕事にする労働者であると言えます。

憲法第 15 条は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めています。「全体の奉仕者」とは、自治体職員でいえば「地域住民みんなのための仕事をする人」のことです。自治体に就職するすべての人は、「憲法を擁護し尊重すること、全体の奉仕者として職務を民主的にして能率的に運営すること」を宣誓します。つまり「住民みんなのために、がんばります」と宣誓して都道府県庁・市役所・町村役場に入っているのです。

憲法を守り「全体の奉仕者」の仕事をする人は、自治体の正規職員だけではありません。臨時・非常勤などの非正規職員や、自治体からの委託を受けて働いている民間労働者も、自治体の公共サービスを担っています。



## 東日本大震災で発揮された、自治体職員の魂

2011年3月11日に発生した東日本大震災で、自治体職員は身を挺して住民のいのちを守りました。地震や津波の起こった瞬間、それまでの防災計画や、マニュアルだけでは対応できない事態が生まれました。現場でとっさの判断が求められる中、職場で「自治体職員の魂」が発揮されました。防災無線で最後まで住民に避難を呼びかけながら、津波に流されて亡くなった職員もいました。病院の看護師や看護助手は、停電と寒風の中、歩けない患者を背負って上の階へ避難させ、命を救いました。保育士は、園児を背負い、急斜面を登り、全員無事に高台へ避難させました。保健師は、普段から担当している地域の住民を訪問し、避難を助けました。学校用務員は、避難所となった学校で被災者の生活支援に奮闘しました。災害直後から、住民に生活情報を知らせるために「臨時広報」を不眠不休で毎日発行し続けた職員もいました。

東日本大震災を契機に、あらためて自治体職員の役割が見直されています。自ら被災しながらも、住民のいのちとくらしを守るために奮闘した自治体職員の働きざま、生きざまは、今後も語り継がれなければなりません。





## 住民のために、どんな仕事をするのか

「住民の役に立ちたい」「住民に喜ばれる仕事がしたい」……自治体に働く労働者なら、誰もがこんな思いを抱いているのではないのでしょうか。自治体職員として「住民に奉仕」する仕事をするのは、使命であるとともに、「自分のため」でもあります。なぜならば、住民に喜ばれる仕事をするのが、自分自身にとってもやりがいがあることだからです。

住民に役立ち、住民に喜ばれる仕事をするためには、憲法をいかす立場で仕事を見直し、改善することが必要です。窓口で住民との間に起こるさまざまな問題についても、「こんな場合、憲法にはどう書いてあるか」「憲法にもとづいて、制度をどう運用すればいいか」を考え、工夫をしながら対応ができる職場をつくりましょう。

### —— ある職場の風景から ①

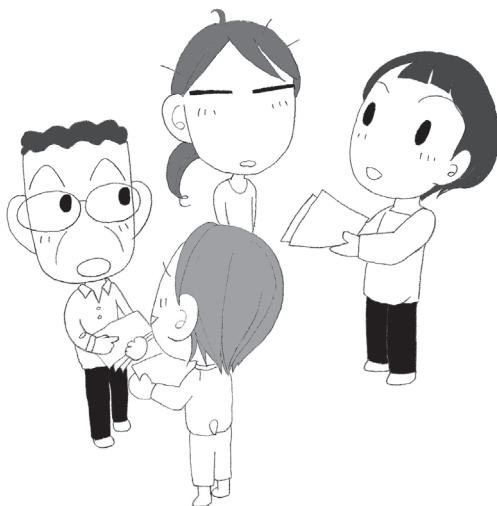
● E町役場の国民健康保険の職場で、保険料を滞納している母子家庭の中学生が、「修学旅行に行くので保険証の交付をお願いします」と申し出てきました。対応した職員のFさんは「滞納分のいくらかでも入金してください」と告げました。それを聞いていた職場の先輩Gさんが、「この子は何も悪くない。お母さんが働いているので、この子が1人で交付申請に来たのはえらいじゃないか。お母さんに保険料の請求をしたらいいのだから、とりあえずこの子には短期の保険証を交付してあげよう」とFさんにアドバイスして、保険証を交付しました。


その後、「国保料を滞納している世帯でも、子どもが病院に行けないようなことがあってはならない」という世論が広がり、ついに厚生労働省は2010年に「子どもが医療を受ける必要性が生じたときは、緊急措置として、速やかに短期被保険者証を交付するものとする」という通知を出すようになりました。



—— ある職場の風景から ②

● 日市役所の税務の窓口で、「滞納していた市民税を支払いに来ました」と住民が訪れました。対応した税務課職員のIさんは、すぐにはお金を受け取らず、「税金のほかにも滞納しているものはありますか?」とたずねました。するとその住民は「実は、国民健康保険料も滞納しています。でも保険料まで払えるお金がありません」と答えました。Iさんは「それならまず、保険料を先に支払ったほうがいいですよ。保険料を滞納すると、保険証が取り上げられて医者にかかれなくなることもあります。何よりも命と健康が大切ですから。市民税の支払いはもう少しだけ待ちましょう。どうしても生活にお困りでしたら、減免制度が活用できるかもしれませんので、遠慮なく相談してください」と答え、その住民を国保の窓口で紹介しました。





## 2 「住民のためにいい仕事をする」、 ～それを実現するために、 自治体労働組合の役割発揮を

自治労連は、労働組合の憲法ともいえる「行動綱領」で、「われわれは、地域住民の生活と権利をまもる自治体労働者の基本的立場と責務を自覚し、地域住民と団結して、民主的自治確立のためたたかう」ことをかかげています。自らの労働条件を改善することと、住民のために働ける自治体をつくることを統一して実現することをめざして活動しているのが、自治労連です。「自治研活動」は、自治体労働組合運動の「一分野」「一課題」ではなく、自治体労働組合運動の心臓部ともいえる活動です。

住民のための仕事ができる職場にしていくには、一人ひとりの職員の努力や思いだけでは限界があります。職員が団結し、労働組合の力で職場を変えていくことが必要です。住民のための仕事ができる職場をつくるために、労働組合として職場の問題を取り上げ、みんなで問題を考える。ここに「自治研活動の第一歩」があります。

このパンフの初めに登場した国民健康保険職場のAさんの話（2頁）に戻ってみましょう。電話の後Aさんは、となりで仕事をしている先輩に悩みを打ち明けるかもしれません。また昼休みの組合の分会会議や職場懇談会で、「こんなことがあった」と話を切り出し、みんなに問題提起をするかもしれません。職場の先輩やまわりの仲間が、その疑問や悩みに共感し、いっしょに考えてくれるかどうか、それが「職場に労働組合」があるかどうかということです。

Aさんの疑問や悩みを職場のみんなの問題としてとらえ、「住民のために、いい仕事をするためには何が必要か」を議論、研究できる場所をつくるのが、自治体労働組合の役割です。





## ■ 地方自治が困難な時代に、「自治研活動」がはじまった

自治研活動はいつから始まったのでしょうか。いまから60年ほど前の1950年代、全国の地方自治体は深刻な財政危機に見舞われました。住民に必要な行政サービスを行うのに、国がまともな財源を保障しなかったのが原因です。各地で自治体職員の解雇、給与の遅配、欠配などの問題が発生し、住民サービスも削られました。この事態を打開するために、自治体労働者・労働組合と地域住民との「共同」が模索されました。

こうした最中の1956年、長野県で、県職労・県教組・県高教組の共催で開催された「地方自治防衛大会」で、ある県民が次のように発言しました。

「学校の先生が首を切られることは、教育の質の低下を招き、子をもつ親として黙っているわけにはいかない。しかし、お役人は多すぎるから、首を切ってもいいのではないだろうか」。この発言は、自治体職員には大変なショックでした。

「自分たちの仕事が、住民の願いにできていないのでは?」「住民全体の奉仕者として、仕事を総点検してみる必要があるのでは?」との思いの中、自治体労働組合は、「自治体は住民の要求にどう応えているか」をテーマに、1957年に山梨県甲府市で「第1回自治研全国集会」を開催しました。

その後、1961年の自治研集会ではスローガンも「地方自治を住民の手に」という実践課題的な内容に発展し、住民とともに自治体の民主化に向けて歩みはじめた全国の経験が報告されるようになっていきます。このスローガンは、「住民こそ地方自治の主人公」であることがうたわれたもので、今日の「自治研集会」へ引き継がれています。



## ■ 「地域住民の繁栄なくして、自治体労働者の幸福はない」 ～ 「民主的自治体労働者論」の論議と実践が広がる

1960年に日本とアメリカの軍事同盟である日米安保条約の改定に反対して全国で約500万人の国民が行動に立ち上がりました。いまの官邸前の反原発行動のように、連日、国会前で大規模なデモ行進や集会が繰り広げられました。この国民的なたたかいは「60年安保闘争」とよばれています。このたたかいの中で、自治体労働組合運動は大きく発展し、住民と本格的に共同した運動の方向性を模索しはじめました。大阪の衛星都市職員労働組合連合会（衛都連）は、1962～63年の1年間の議論をへて「衛都連行動綱領草案」をつくり、「地域住民の繁栄なくして、自治体労働者の幸福はない」ことを規定しました。

京都府職労は1971年、「自治体労働者は、地域住民の利益を擁護する立場で働くことが根本である」と基本的立場を示し、「自治体労働者のたたかう方向は、住民の利益擁護を第1の課題として住民との団結を求め、労働と民主的活動を通じて、民主的自治体建設をめざしてたたかう」との方針を確立しました。

1975年には政党の立場から日本共産党が、「住民本位の行政を効率的な機構で～地方自治体の人件費問題その他をめぐる日本共産党の提言」を発表します。この提言は、住民本位の地方自治を発展させるために、自治体労働者の性格について「自治体職員の圧倒的多数は、自治体当局に雇用されて働く労働者であるとともに、住民全体への奉仕者という特殊性をもつ職務をおこなうものである」と指摘しました。

この提言をきっかけに、自治体運営の原点が「民主的・効率的行政の追求」にあること、自治体労働者の性格が、①憲法28条に規定された労働者であること、②憲法15条に規定された「全体の奉仕者」としての職務をもつものであることを統一的にとらえる「民主的自治体労働者論」の議論と実践が、全国の職場・地域で広がりました。

その後の運動の発展の中で、自治体労働組合運動の中心課題として「住民本位の行政の追求」が位置づけられ、職場での「行財政の分析・点検・改善提案活動」、地域での「住民要求集約・実態調査」「住民との共同」、地方自治擁護・地方財政危機打開のための対政府闘争・全国統一闘争が前進しました。





## ■ 地方自治研究全国集会


### ～ 憲法と地方自治をいかす「国民的共同」を

自治労連は、1989年に結成して以来、地方自治研究全国集会（自治研全国集会）の取り組みに力を入れ、多くの住民団体、市民団体と共同して開催をしています。

地方自治研究全国集会は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労働者、自営業者、地方議員、研究者等と自治体・公務公共関係労働者（労働組合）が共同して研究、交流、討論を行い、その時々的情勢の中で、これからの政策・運動の課題と展望を示す全国集会です。

1990年に「第1回地方自治研究全国集会」が横浜で開催されてから2012年まで11回の集会を開催し、1997年には「地方自治憲章案」を発表するなど、日本の地方自治運動、住民運動、自治体労働組合運動に政策、運動での確信と展望を示す重要な役割を果たしてきました。自治研集会を主催する団体も21団体に広がっています。





## 3 「自治研活動」—ここからはじめよう

「自治研活動」は、①職場での自治研（「職場自治研」）、②地域での自治研（「地域自治研」）、③政策調査活動によって構成されます。この3つの活動を互いに関連しあい、発展させることが重要です。

職場では「組合員や職員を主人公」に、地域では「住民を主人公」に、できることから、「自治研活動」をはじめてみましょう。



### 1 最初は、仕事の「不満」「悩み」を語り合うことから

いきなり「自治研をやろう」などと言うと、かた苦しく重い感じがしてしまいます。あまり難しく考えないで、仕事に対する不満、職場のなかでの悩みなどを、互いに語り合うことから始めてみましょう。日頃の「グチ」をいいあってもいいのです。職場懇談会などができればなおいいのですが、仕事が終わった後に数人で喫茶店での話や、あるいは一杯飲んででもいいでしょう。かたく考えず、まず語りあうことが大切です。



### 2 職場と組合執行部に担当者をつくろう

職場と組合執行部に「自治研」の担当者をおくことが必要です。財政分析や行政分析に関心や興味のある人、調査活動に興味がある人、職場の話し合いの「まとめ役」の人などに担当者になってもらいましょう。

「自治体リストラ」や「民間委託」、「財政危機」「業績評価」などの動きのなかで、職場では不満や不平が蓄積し、多くの職員が仕事についてさまざまな疑問や問題意識を持っています。組合役員が積極的に、悩みや問題意識を持っている職員・組合員といっしょに考え、行動することが必要です。

なかでも、若い職員の中で「住民のためにいい仕事がしたい」という願いや、

「本当はこんな仕事がしたいのに、なかなかできない」という悩みをもっている人は少なくないのではないのでしょうか。

「自治研担当者」は組合の役員でなくてもよいのですが、担当者のまわりに、職場のまとめ役の人を集めて、「自治研推進委員会」をつくり、その責任者には副委員長とか、副支部長など、組合活動に責任を負っている人になってもらうとよいでしょう。

### 3 「職場自治研」をはじめよう

「職場自治研」は、職場でおきている問題をもとに話し合い、「自治体職員の働きがいや生きがいを奪っている原因は何か」、「住民の願いにこたえるためには、仕事をどう見直し、改善すればいいのか」「住民本位の自治体をつくるためにはどうしたらいいのか」などを話し合う取り組みです。

自治体の仕事は、複数の部・課に関連することがありますので、さまざまな職種との交流は、職場と仕事の改善の第一歩です。

職員が自分の仕事だけでなく、行政や地域全体の状況を知り、相互の理解をはかること、各職場での話し合いを整理し、整理した内容をまた職場に返していくことが「職場自治研」です。その際、部課長など管理職の人も視野にいれ、取り組みへの参加を促すことも忘れてはいけません。

いまのように財政危機の深刻なもとでは、「財政分析」「行政分析」が求められます。また「住民アンケート」や「実態調査」も「職場自治研」の一つとして取り組むことが求められます。

同様に、次にふれる「地域自治研」で出された住民の声や願い、行政への不満を、「職場自治研」に反映させることが重要です。住民の実態や要求を職場で話し合うことで、「職場自治研」は活性化し、職場を「自由に意見を言うことができ、率直に議論することができる」民主的なものにするにもつながります。



## 「福祉事務所に警察官OBは必要なの？」 住民のくらしを守る生活保護の仕事を問いかける

横浜市従

横浜市当局は2012年2月、「不正受給や暴力行為の対策」を理由に、福祉事務所など生活保護の職場に警察官OBを配置しようとした。事前の説明もなく、業務内容も不明確で、県警からの推薦でいきなり配置するなど、職場の思いとはかけ離れた強引なやり方でした。横浜市従業員労働組合は、「警察官OBの配置は生活保護利用者への抑止力となり、申請権を侵害するおそれがある」「社会福祉職の採用や福祉の専門性の確保・向上にこそ努めるべき」「違法、不正には警察署との連携強化で対応できる」と当局に撤回を要請。住民のくらしを守る生活保護の仕事のあり方を問いかけ、職場の組合員とともに運動をすすめました。横浜市従の主張と運動には、生活保護の申請をしている住民団体や、地域のボランティア団体、研究者などからも賛同が寄せられ、市民ぐるみの運動に発展しました。警察官OBの配置は止められなかったものの、区役所の福祉事務所への配置はさせませんでした。

## 自主研修を力に、東日本大震災の計画停電でも 休まず給食を作り続ける

千葉・君津市職

千葉県君津市職労の保育所給食職場では、「子どもたちにおいしい給食を届けたい」と、調理員が栄養士と協力して市内の全園で自主研修会を実施。与えられた賄い費で工夫しながら、新鮮でおいしい食材を取り入れたり、楽しい行事食をつくったりと、調理の仕事を改善してきました。食育にも力を入れ、野菜が嫌いだった子どもも、野菜好きになりました。

東日本大震災による計画停電の時も、「子どもたちに手作りの給食、おやつを出したい」との思いで調理員が奮闘。栄養士や園長と相談し、停電前に作業をするために勤務体制を調整して朝6時に出勤したり、電気が使え



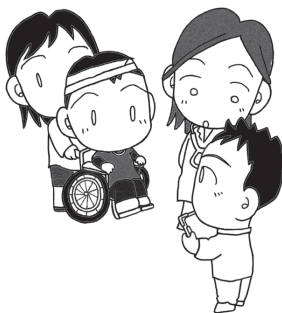
ないときはガス調理するなど調理方法も工夫して、1日も休まずに手作りの給食・おやつを出し続け、保護者から感謝をされました。

## すすむ自治研

### 職場・職種別交流会を毎年開催 「市民と自分のために、ええ仕事がしたい！」

#### 大阪自治労連・衛都連

大阪自治労連・衛都連（衛星都市職員労働組合連合会）は、「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」（衛都連行動綱領草案）というスローガンを実践するために、1997年から毎年、職場・職種別交流集会を開催しています。テーマは「市民と自分のために、ええ仕事がしたい！」。交流会では、国民健康保険、保健所・保健センター、生活保護、介護保険、教育、税務、市民課など窓口職場など、職場、職種ごとに分科会を開催。仕事の悩みや愚痴を出すことから始まり、どうすれば住民のための仕事ができるかを討論します。若い組合員が仕事の悩みを話すと、ベテランの先輩がこれに応え、培ってきた仕事のノウハウを「伝授」するなど、職員を育てる場にもなっています。参加者は「他の市がどんな仕事をしているのか、仕事の情報が交換できる」「他市のいい取り組みを学ぶことができ、自分の市にも生かす運動ができる」「当局と交渉するために必要な資料が得られる」「仕事について相談しあえるネットワークができる」と、この集会を楽しみにしています。





## 4 「地域自治研」をはじめよう

かつて私たち自治体に働く労働者の先輩は、「地方自治を住民の手に」というスローガンを掲げました。このスローガンは、憲法の示す民主主義の原則にそったもので、いまに生きる「自治研活動」のスローガンといえます。

自治体に働く労働者・労働組合が、地域住民によびかけ、住民といっしょに地域調査や研究活動に取り組むのが「地域自治研」です。この取り組みは、「自治体労働者の要求と住民の要求をいっしょに実現させる」運動でもあります。

「地域自治研」で出された住民の意見・要望を、「職場自治研」に反映させることも重要です。住民の実態や願いを職場で話し合うことによってこそ、「職場自治研」も活性化し、民主的な職場づくりにつながります。

「地域自治研活動」を進めるためには、住民・各種団体・地域の労働組合、そして学者・研究者等が加わった実行委員会をつくること、そして「職場自治研」の成果をそこに提供し、「地域自治研」の方向や具体的な取り組みを決めていくことが必要です。「地域自治研」は、福祉や医療・環境などの課題別、あるいは行政区ごとの地域別に開催することも必要になります。

その際、自治体労働組合が方向を強引に決めたり、また活動を「請け負ったり」することがないように気を配ることが重要です。なぜなら実行委員会は、自治体に働く労働者の働きがいのある仕事・職場をつくりたいという要求と、住民の住みよいまちをつくりたいという要求、その2つが一致するなかで「共同」して取り組むものだからです。





## 5 資料を集め、整理し、情報公開・情報発信を

話し合いの内容を記録に残す、職員の生活実態調査や意識調査などを記録に残す、住民アンケートや地域調査を記録に残す、こうしたものがすべて「自治研活動」の貴重な材料になります。自治研集会では、これらの記録をもとに、行政の全体像とその中の問題点がわかるような「資料集」を作成することが求められます。当局の資料も不可欠です。住民の方々は行政の実態や当局の情報にはほとんどふれる機会がありません。したがって、「自治研活動」を通じて情報公開をすすめることが大切です。

### すすむ自治研

#### 市民と自治体労働組合で「まちの研究会」

##### 京都・舞鶴市職労

舞鶴市職労は、住民とともに「まいづる市民自治研究所」（まち研）をつくり、舞鶴の地域、自治体などの問題を調査、研究、交流する取り組みを進めています。市の特産物である「かまぼこ」の調査を行った経験と、そこで得た地域調査のノウハウをまとめた「いけいけ我が町調査隊～地域の調査活動入門」という本も出版。最近、福井県大飯原発の地域調査も行い、原発のない安全・安心の地域づくりをめざしています。

### すすむ自治研

#### 地域調査活動から、地域まちづくり研究会発足

##### 佐賀・唐津市労連

唐津市労連は、地域経済などの実態調査を行い「こんな唐津をつくりたい」と街づくりを提言しました。この取り組みがきっかけとなって、地域・まちづくり研究会が発足。地域の商店会や青年会議所などとの交流も行っています。現在、原発立地地域の地域経済について、住民への訪問、調査を行っています。



## 地域の中小企業を訪問してアンケート調査を実施

### 名古屋市職労

名古屋市職労は、2010年の秋から地域の中小企業を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート調査は、市職労と自治労連名古屋ブロック協議会、愛労連、商工団体連合会などで実行委員会を設置して実施。市内の自動車関連の業種（1911社）を対象に、直接訪問してアンケートを回収するやり方で調査を進めました。訪問調査のための統一行動日を設けて、多くの組合員が参加し、724の事業所から回答を得ることができました。訪問した中小企業からは「長い時間をかけて培ってきた技術を伝えたいが後継者がいない」「泣くのはいつもわしらだ。まともに製造業をいかしていれば、日本経済の落ち込みはこんなにひどくならなかったはず」などの切実な声が寄せられました。訪問調査に参加者した組合員は「準備して待っていてくれたところも多く、好意的な反応に驚いた」「実際に足を運んでみて、中小企業の大変さを肌で感じた」と感想をのべています。

## 「北秋田をよくし隊」チームをつくり、調査、政策提言

### 北秋田市職労

北秋田市職労は、地域経済の再生をめざすアンケート調査を行うために市職労の委員長が隊長となって「北秋田をよくし隊」を結成。「活動をスムーズに進めるために、取り組みを住民に知ってもらうことが大切」と記者会見を行い、地元マスコミを通じて住民にアピールをしました。調査活動は①公表統計・資料の分析を中心とした構造調査、②住民の意識、状況を把握するためのアンケート調査、③地域の経済団体、協同組合、NPOなどを対象にしたヒアリング調査として実施。アンケートは市内全世帯（1万4715世帯）を対象に、約1200枚（8.2%）を回収し、4割が「市町村合併後暮らしが悪くなった」と回答。生活で困っている問題では、「物価が高くなった」（40.2%）、「収入が少ない」（29.2%）、「病院が遠くなった」（22.3%）という結果が明らかになりました。市職労は調査結果をまとめ、地域の再生に向けた政策づくりや懇談などの取り組みを進めています。



## 6 「財政分析活動」にチャレンジしよう

「財政分析活動」とは、①自治体の財政収入や支出などの中味が、憲法にもとづいて住民のくらしを守る機能を果たすものになっているのかどうか、②果たしていない場合、その原因はどこにあるのか（地方交付税や国庫負担金が削られるなど国の施策に原因あるのか、福祉や教育予算を削減して、不要不急な事業につき込むなど自治体の予算の使い方にあるのか）を調べる取り組みです。まずは財政の仕組みについての学習から始めて、できることから分析にチャレンジしてみましょう。



## 7 「政策提言」にチャレンジしよう

「政策提言」運動とは、①職場、地域で、学習、対話、懇談を進めて、住民の要求を実現する道筋や具体的な施策を、政策案としてつくりあげること、②自治体当局にも政策案を示し、問題の解決に向けて政策案の実現を求める運動です。それぞれの仕事に関わる分野からでも、チャレンジしてみましょう。

地域や職場の抱えている問題点を調査や分析活動を通じて明らかにすることは必要ですが、問題を指摘するだけでは現状は変わりません。国や自治体当局の行う諸施策に対しても、単に「反対」を唱えるだけでは、現状をよくする道筋や展望は見えてきません。どうすれば問題を解決することができ、地域や職場をよくしていけるのか、具体的に自治体の行財政制度の仕組みをかえる政策案を示すことが必要です。





## ■ 財政の役割は「所得の再分配」

国や自治体の財政は「所得の再分配」という機能を持っています。「所得の再分配」とは、大企業や高額所得者など所得の大きい企業や個人に応分の税金、社会保険料を負担してもらい、それを社会保障給付などの形で国民に還元して、所得の低い人であっても、憲法にもとづく諸権利が平等に保障されるようにすることです。憲法第 25 条にもとづく「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての住民に保障するために、国と自治体は「所得の再分配」を行う責務があるのです。「税金の負担は能力に応じて」、「福祉の給付は必要に応じて」が憲法にもとづく財政運営の原則です。予算や決算などに現れる自治体の財政は、住民のくらしのあり様や、首長や自治体当局の方針を事実で示しています。

### すすむ自治研

## プール事故の教訓を忘れず 施設の安全をまもるために再発防止策を提案

埼玉・ふじみ野市職労

2006 年 7 月 31 日に埼玉県ふじみ野市の市営「大井プール」で子どもが安全柵の外れた排水溝に引き込まれて死亡する事故が発生しました。ふじみの市職労は、事故の教訓をいかし再発防止を求めて、毎年 7 月に「安全な公共施設を考える市民集会」を開催。民間委託や職員の人員削減の問題とあわせて、公共施設の安全を守る取り組みを進めています。

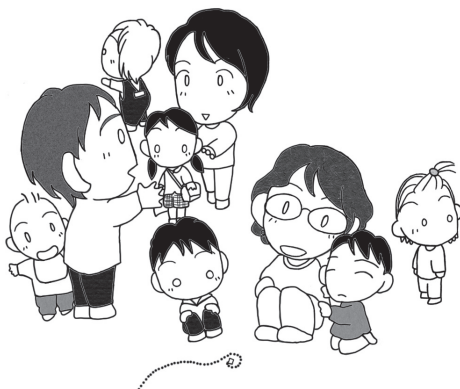
市職労は事故原因について、労働組合の独自の立場から調査、検証を実施。①安全柵が外れるなどプールの施設に問題があったこと、②職員の定数が削減され、プール施設を安全に運営するための研修予算もなかったこと、③市町村合併によって市の施設が倍増したが、プールを維持管理する体制が取れなかったこと、④受託業者が市との契約に違反して別の業者に再委託するモラルハザードが起っていたことなど原因を指摘し、直営化や人員体制の確保など再発防止策を提案しています。組合と市民の 5 年間にわたる取り組みは、2011 年に消費者庁が取りまとめた「事故調査機関のあり方に関する検討会」にも反映されました。



## 自治体の仕事を紹介し、住民に共感を広げる ～「生き生きフェスタ」の取り組み

### 自治労連岡山県本部

自治労連岡山県本部は、単組の組合員と住民団体で実行委員会をつくり「自治体の仕事の一端を紹介し、展示や試食、工作やあそびを通じて、安全で安心してらせるまちを考えよう」と「生き生きフェスタ」というイベントを隔年で開催しています。2013年は倉敷市で開催。清掃職員は、リサイクルを意識的に取り組もうと、「マイはしづくり」「ペットボトルの竹トンボや空気砲工作」、学校用務員は、パスタを使ってスタンプを作りました。学校給食の試食も列ができるほどの大人気でした。学校図書館司書は、パネルシアターを行い、クイズ形式で動物の生態がわかる特製のパネルの前には、子どもたちが答えを探して説明に耳を傾け、手品のようなパネルの世界に興味津々でした。保育士は、牛乳パックで簡単にできるヨーヨーづくりを催し、子どもたちは夢中になって作っていました。主催した組合員からは、「自治体職員として、子どもたちの健やかな成長を支え、住民のための仕事がしたいという思いを強くした」と声が寄せられています。



## 地域の保護者へアンケート調査をして、 保育・子育て政策を提案

### 東京自治労連

東京の江東区職員労働組合は「子どもの権利を最優先にした保育政策をつくろう」と、保育園や学童クラブの保護者、公立・民間の保育士や調理員、学童クラブ指導員、保健師、学校用務員、警備員など区の職員で「保育プロジェクト」を発足。2600人を超える保護者から回収したアンケート結果を分析して「保育・子育てプラン」を提案しました。プランでは、「区立保育園を基本に、必要な地域に認可保育園を新設・増設する」「行き届いた保育環境へ区独自の保育士配置、面積基準を定めること」などの政策を提案。多くの区民から共感の声が寄せられ、提案の一部は江東区の施策に反映されました。

墨田区職労、目黒区職労、足立区職労でも、地域の労働組合や保護者とともに、保育政策を考える会をつくり、保護者からのアンケート、対話を通じて地域の実態や要望を集め、政策を提案し、議会にも影響を与えています。



## 8 住民本位の自治体づくりに発展させよう

いま地方自治体に求められるのは、深刻な不況とくらしの危機の中、憲法にもとづいて住民のくらしと福祉・営業を守り、住民本位の地域づくりをすすめることです。国の「構造改革」の考え方をそのまま自治体にコピーして、行政としての公的責任を捨てて「住民不在」の地方政治を続けるのか、それとも住民のくらしをまもる「本来の姿」をとりもどすのか、これがわたしたちにとっての基本問題となっているなか、「住民本位の自治体づくり」と一体となった自治研活動をすすめることが大切です。



## 🍃 おわりに — 誰もが参加できる「自治研活動」

「自治研活動に参加して、仕事の視野が広がった」「組合にとって、やっぱり自治研は不可欠」という声が寄せられています。地域調査や住民との対話、アンケートでは「参加者は、最初は不安そうな顔をして出かけて行ったが、帰ってくるときはみんなの眼がキラキラしていた」と報告されています。「いままで自分の保育所の子もだけを見ていればいいと思っていた。でも、地域に入ってお母さんと語り、子どもたちの実態を知る中で、地域全体に視野を置いて仕事をするのが公立の保育士・保育所だということに気づいた」という感想が出されています。地域と住民を視野に、地域に足を出す活動の中で、組合活動への確信や自治体労働者としての自信が深まり、職場と組合に新しい変化をつくりだしています。

「正規職員の不補充」「業務の民間委託」などのリストラが行われようとしたときに、単に職場・自治体内部の問題にとどめず、これを大きなチャンスととらえ、「なぜ正規職員なのか」「なぜ直営が必要なのか?」「公務とは?」「公的責任とは?」「住民の願い・要求は何か?」などを、みんなで考える自治研活動と結合してたたかうことで大きな変化が生まれます。

「自分たちが、誰のために、何のために働くのか」をみんなで考え、議論することによって、自治体労働者の自覚と公務労働への自信が深まります。地域や住民の実態に接することで、住民の願いに応え、住民とも力をあわせて、自分たちのまちを安心して安全に住み続けられる地域にしたいという思いが広がります。

職場で「仕事の悩み・やりがい」「自治体と自治体労働者のあり方・役割」を大いに語ることからスタートし、「住民と自分のためにいい仕事をしたい」の思いを自治研活動に結びつけましょう。





編集：日本自治体労働組合総連合  
自治研中央推進委員会

発行：日本自治体労働組合総連合

カット協力：池田順子（岡山市職労）

---

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7  
☎ 03-5978-3580 FAX 03-5978-3588  
E-mail : jichiroren@jichiroren.or.jp  
URL : <http://www.jichiroren.jp/>

---

2013年10月発行

